

令和3年3月23日（火曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	阿 部 清	議員
13番	沖 津 一 博	議員	14番	國 井 輝 明	議員
15番	荒 木 春 吉	議員	16番	木 村 寿 太 郎	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	設 楽 伸 子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長
武 田 伸 一	企画創成課長	大 沼 利 子	財 政 課 長
高 林 清 美	市民生活課長	土 田 理 一	建 設 管 理 課 長
門 口 隆 太	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	佐 藤 肇	学 校 教 育 課 長

○事務局職員出席者

高 林 雅 彦	事 務 局 長	東 海 林 茂 美	局 長 補 佐
兼 子 拓 也	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第6号

第1回定例会

令和3年3月23日(火)

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 議第31号 寒河江市副市長の選任について
" 2 議案説明
" 3 委員会付託
" 4 質疑・討論・採決
" 5 議第32号 寒河江市教育委員会教育長の任命について
" 6 議案説明
" 7 委員会付託
" 8 質疑・討論・採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 9 議第 8号 令和3年度寒河江市一般会計予算
" 10 議第 9号 令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 11 議第10号 令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 12 議第11号 令和3年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 13 議第12号 令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 14 議第13号 令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
" 15 議第14号 令和3年度寒河江市下水道事業会計予算
" 16 議第15号 令和3年度寒河江市立病院事業会計予算
" 17 議第16号 令和3年度寒河江市水道事業会計予算
" 18 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
" 19 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第20 議第17号 寒河江市課制条例の一部改正について
" 21 議第18号 寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
" 22 議第19号 寒河江市職員の分限に関する事由、手続及び効果に関する条例の一部改正について
" 23 議第20号 寒河江市条例で定める押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整理について
" 24 議第28号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
" 25 議第29号 市道路線の認定について
" 26 議第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
" 27 請願第1号 「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願

日程第 2 8 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 2 9 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

日程第 3 0 議第 2 1 号 寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正について

〃 3 1 議第 2 2 号 寒河江市中学校給食費徴収条例の廃止について

〃 3 2 議第 2 3 号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について

〃 3 3 議第 2 4 号 寒河江市立保育所設置条例の一部改正について

〃 3 4 議第 2 5 号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について

〃 3 5 議第 2 6 号 寒河江市介護保険条例の一部改正について

〃 3 6 議第 2 7 号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

〃 3 7 請願第 2 号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる 3 0 人学級」の実現を求めることに関する請願

〃 3 8 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 3 9 質疑・討論・採決

日程第 4 0 議第 3 3 号 損害賠償の額を定めることについて

〃 4 1 議第 3 4 号 土地の取得について

〃 4 2 議案説明

〃 4 3 委員会付託

〃 4 4 質疑・討論・採決

〃 4 5 議会案第 2 号 寒河江市議会基本条例の一部改正について

〃 4 6 議会案第 3 号 寒河江市議会会議規則の一部改正について

〃 4 7 議会案第 4 号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について

〃 4 8 議会案第 5 号 安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に 3 0 人学級実現を求める意見書の提出について

〃 4 9 議会案第 6 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について

〃 5 0 議案説明

〃 5 1 質疑・討論・採決

〃 5 2 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第6号と同じ

再 開 午前10時20分

○柏倉信一議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。沖津議会運営委員長。

〔沖津一博議会運営委員長 登壇〕

○沖津一博議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、3月22日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第31号寒河江市副市長の選任について、議第32号寒河江市教育委員会教育長の任命について、議第33号損害賠償の額を定めることについて、議第34号土地の取得について、議会案第2号寒河江市議会基本条例の一部改正について、議会案第3号寒河江市議会会議規則の一部改正について、議会案第4号寒河江市議会委員会条例の一部改正について、議会案第5号安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書の提出について、議会案第6号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について、及び常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての10案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要

となります。

日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告いたします。

○柏倉信一議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第1、議第31号寒河江市副市長の選任についてを議題といたします。

議 案 説 明

○柏倉信一議長 日程第2、議案説明であります。
市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

それでは、私から議第31号寒河江市副市長の選任についてを御説明申し上げます。

本年3月31日をもって菅野英行副市長が任期満了となりますので、寒河江市副市長に新たに菅原隆平氏を選任いたしたく、御提案するものでございます。

御同意くださいますよう、よろしく願い申しあげる次第でございます。

委 員 会 付 託

- 柏倉信一議長 日程第3、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第31号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 柏倉信一議長 日程第4、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第31号について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第31号寒河江市副市長の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第31号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第31号についてはこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 日程第5、議第32号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

この際、軽部 賢教育長の退席を求めます。

[軽部 賢教育長 退席]

議 案 説 明

- 柏倉信一議長 日程第6、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

- 佐藤洋樹市長 議第32号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを御説明申しあげます。

本年3月31日をもって軽部 賢教育委員会教育長が任期満了となりますので、引き続き同氏を寒河江市教育委員会教育長に任命いたしたく、御提案するものでございます。

御同意くださいますよう、よろしくお願いを申しあげる次第であります。

委 員 会 付 託

- 柏倉信一議長 日程第7、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第32号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 柏倉信一議長 日程第8、これより質疑・討

論・採決に入ります。

議第32号について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第32号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第32号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第32号についてはこれに同意することに決しました。

軽部 賢教育長の着席を求めます。

[軽部 賢教育長 着席]

議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 日程第9、議第8号令和3年度寒河江市一般会計予算から日程第17、議第16号令和3年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件を一括議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長** 日程第18、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。渡邊予算特別委員長。

[渡邊賢一予算特別委員長 登壇]

- 渡邊賢一予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第8号令和3年度寒河江市一般会計予算、議第9号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第10号令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第11号令和3年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第12号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第13号令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算、議第14号令和3年度寒河江市下水道事業会計予算、議第15号令和3年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第16号令和3年度寒河江市水道事業会計予算であります。

3月12日、委員15名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、9案件を一括議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号及び議第16号の9案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

- 柏倉信一議長** 日程第19、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

太田陽子議員に申しあげます。何号議案に対する討論ですか。(「8号議案に対する討論です」の声あり)賛成ですか、反対ですか。(「賛成です」の声あり)

そのほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、議第8号賛成討論について、太田陽子議員の発言を許します。太田議員。

[太田陽子議員 登壇]

○太田陽子議員 私は、日本共産党を代表し、議第8号令和3年度寒河江市一般会計予算に対して賛成討論を行います。

山形県内でも、新型コロナウイルスの急激な感染の拡大や、多発するクラスター、市中感染の疑いも報告がありました。自粛せざるを得ず、ますます経済の落ち込みが懸念されます。検査の拡充など、これ以上の感染の拡大を抑え込むためにも必要です。河北病院のPCR検査センターの有効な活用が急がれます。

コロナ禍の中、今まで普通に生活できた中間層の方が、残業の減少、収入が激減して困窮している世帯が多くあります。このような国難とも言える中、令和3年度寒河江市一般会計予算は、学校給食の完全無料化、3歳児から5歳児までの副食費の完全無料化、さがえっこスマイル応援事業など、子育て世帯への大きな応援になります。全ての子供に平等で、私たちが望む施策であり、地方自治体の責務と考えます。

この寒河江市の学校給食の完全無料化は、3月3日付の新聞赤旗の全国版で報道されました。県内外で中学校給食の実現や無料化の運動に取り組んでいる方々に大きな勇気を与えることができました。

このような観点からも、令和3年度寒河江市一般会計予算は市民の要望を実現させていく予

算編成となっており、総じて賛同できるものがあります。保育所の民設民営化の下で働く労働者の賃金の問題など課題はあります。私は、これからも是々非々の立場で問題点を指摘し、提言もしながら、寒河江市の発展や市民の皆さんの幸せの追求のため力を尽くしていくことを表明し、賛成討論といたします。

○柏倉信一議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第8号令和3年度寒河江市一般会計予算、議第9号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第10号令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第11号令和3年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第12号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第13号令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算、議第14号令和3年度寒河江市下水道事業会計予算、議第15号令和3年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第16号令和3年度寒河江市水道事業会計予算の9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号及び議第16号の9案件は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 次に、日程第20、議第17号寒河江市課制条例の一部改正についてから日程第27、

請願第1号「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願までの8案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第28、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。佐藤総務産業常任委員長。

〔佐藤耕治総務産業常任委員長 登壇〕

○佐藤耕治総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第17号から議第20号まで、並びに議第28号から議第30号まで、及び請願第1号の8案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第29号の審査を行い、次に議第17号、議第18号、議第19号、議第20号、議第28号、議第30号、請願第1号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第29号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「平塩11号線については、県管理の国道が本市へ移管されるものだとのことだが、当該路線の現在の路線状況は、亀裂などが随所に見受けられる状況にある。県に対して、移管の際には補修工事を行うことなどの条件をつけられないものか」との問いがあり、当局より「その件については、県側と協議を重ねており、

移管となる場合には全ての補修を行った上で移管することになっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「デジタル戦略課設置について、職員の配属予定数及び業務内容はどうか」との問いがあり、当局より「職員数については専任職員4名で検討しています。業務内容は、市民サービスの向上や行政事務の効率化を目的に、AIやRPA導入等による全庁的なデジタル化を促進するとともに、デジタル化に関する計画の作成を行うということで考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「グラウンドのキャンプ宿泊料に対応するための改正ということだが、連泊等の利用料割引の規定は設けなかったのか」との問いがあり、当局より「連泊料金の割引規定については、このたびは設けていませんが、今後必要に応じて検討してまいりたいと思います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号寒河江市職員の分限に関する事由、手続及び効果に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「職員の失職に関する特例について、これまでは公務執行中の交通事故に限定しているものを、改正後は事故ということで対象を広げるとのことだが、具体的にどういう事故を想定しているのか」との問いがあり、当局より「これまで、本市ではこの条例に該当するような事例は起きておりません。この改正により今後想定しているのは、例えば市のイベントでテントを設営し、それが飛ばされて死傷者が出た場合など、公務執行中の突発的な事故などで」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号寒河江市条例で定める押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整理についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願を議題とし、担当書記より請願文書朗読の後に審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、委員の申出により自由討議に入りました。

主な内容を申しあげます。

委員より「コロナ禍で、定額給付金10万円などが支給されたが、それでも失業者や自殺者が

増え、企業が倒産に追い込まれている。この状況下で、逆進性の高い消費税が生活苦に及んでいることは間違いない。追加の給付金対策等が行われない限りは、一時的にでも税制改正を行っていくことが必要だということで、この請願は願意妥当と考える」との意見がありました。

次に、討論に入りました。討論の内容を申しあげます。

委員より「消費税は、医療給付を含む社会保障費の重要な財源となっており、超高齢化日本における公共政策上の工夫の一つである。減税や廃止をすれば、その役割が失われることとなり、社会保障に対する改革を後退させるおそれがある。現在の税込総額に占める消費税の割合は約4分の1を占めるまでになっており、消費税の割合を高めることで、地方自治体も安定的な財政運営が行うことができるようになっていく。さらに、事業者の立場に立てば、消費税が変わるといことは、レジの更新、システムの改修等大きな負担になることは明らかである。したがって、この請願に反対する」という旨の反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第29、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

太田陽子議員に申しあげます。何号議案に対する討論ですか。(「請願第1号についてです」

の声あり) 賛成討論ですか、反対討論ですか。
(「賛成討論です」の声あり)

そのほかに討論はありませんか。古沢議員。
(「請願第1号に対して」の声あり) 賛成ですか、反対ですか。(「反対です」の声あり)

ほかにありませんか。渡邊議員。(「請願第1号に対して」の声あり) 賛成ですか、反対ですか。(「賛成討論です」の声あり)

それでは、初めに請願第1号賛成討論について、太田陽子議員の発言を許します。太田議員。

〔太田陽子議員 登壇〕

○**太田陽子議員** 私は、日本共産党を代表し、請願第1号「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願についての賛成討論を行います。

寒河江市は、第7弾の支援策を実施しています。ホテルや観光業、飲食店、その他関連する業種の事業者への給付金を支援するものです。その中で、寒河江でも既に廃業したり倒産したりする業者が増えています。事業所が大変であれば、関連して働く労働者など次々と困窮が広がっていきます。今まで普通に生活できた中間層の方も、残業がなくなり、収入の激減など、貧困層に転落していくこととなります。コロナ禍の中、生活が苦しくなった市民、国民が大多数ではないでしょうか。

世界に目を向けると、56の国や地域が消費税と同じような税の軽減策を行っています。財源確保のため、半世紀ぶりに法人税を増税しています。日本共産党は、コロナ禍の下、空前の資産を増やしている富裕層や大企業に応分の負担を求める税制改革を提案しています。北欧の国々などは、食料品や日用品へはほとんど税をかけていないのに、日本では車から食料品まで同じ税率はひど過ぎます。消費税の増税は社会保障のためと言いながら、このコロナ禍の中、来年度の年金は引き下げると決めました。75歳以上の後期高齢者の370万人を対象に、窓口負

担を2割に上げようとしています。社会保障はどうなっているのでしょうか。不思議です。

この請願は、中小零細業者だけの問題ではなく、全ての国民を救うための意見書の提出を求める請願です。コロナがいつ終息するのかめどは立ちません。ワクチンの接種も4月から始まりますが、働く世代の65歳以下は7月以降です。19日以降の山形県の感染者数の急激な増加を見ると、市中感染もあるようです。昨日22日、山形県と山形市が緊急事態宣言を発出しました。好きなときに好きなお店でお酒を楽しむなどというのは、夢のまた夢のようです。支援や給付金も、一自治体の努力にも限界があります。全ての国民が恩恵にあずかる消費税の軽減が、コロナ禍でも歯を食いしばって頑張る市民の応援になるのではないのでしょうか。

総務産業常任委員会での採決は不採択ということでした。市民の生活を守るという観点から、この請願の趣旨に賛同し、意見書の提出を求め、賛成討論を終わります。

○**柏倉信一議長** 次に、請願第1号反対討論について、古沢清志議員の発言を許します。古沢議員。

〔古沢清志議員 登壇〕

○**古沢清志議員** 請願第1号「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願について、反対討論いたします。

消費税は、平成元年4月に3%で導入されて以降、平成26年に8%、そして一昨年令和元年10月に引き上げられました。この引上げの目的は、社会保障制度を子や孫の世代に引き継いでいくためには、社会保障の費用について、借金に頼らずあらゆる世代で負担を分かち合いながら賄っていく必要があること、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうためには、社会保障制度を全世代型に転換していかなければならないということです。

消費税を引き上げることによる増収分は、子

ども・子育て、介護、年金など全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われております。消費税は、その全額を社会保障に充てることと規定されています。大まかに言うと、社会保障給付の3分の2は保険料、3分の1は公費、税金が財源となっています。消費税の社会保障目的税化は、超高齢日本における公共政策上の工夫の一つと言え、消費税が持つその役割を失わせることになり、社会保障に対する改革を後退させるおそれがあります。

国と地方自治体の合計ベースで、税込総額に占める消費税の割合は、税率3%のときは5%前後、5%のときは15%、税率10%になると約25%を占めるようになってきており、消費税の役割を高めることで、国も地方自治体もより安定的な財政運営が行えるようになっていきます。

新型コロナウイルス感染症対策のための政策が多数ある中、時間とコストをかけて税率10%、食品等に関しては軽減税率の8%で定着しようとしている昨今、消費税を減税することはよほど慎重であるべきであると考えている経済学者もおります。消費税を減税すれば、困っていない人を利することになりかねません。

また、事業者側に立って考えてみても、レジの更新やシステムの改修、プライスの変更と多大な費用と労力の負担になることは明らかです。確かに、コロナによって多くの企業は売上げが低迷しておりますが、反面伸びている業態もあることは事実です。財政基盤の弱い企業には持続化給付金、雇用調整助成金や各自自治体が提供するサービス等により、倒産件数は増えるどころか2000年以降では2番目の低水準であり、負債総額では最少になっています。

新型コロナウイルス感染も下げ止まりの傾向にあり、あえて今この税率には手を出さず、困っている人には当面生活費として1世帯当たり最大10万円を貸し出す制度、緊急小口資金や生活再建資金を貸し付ける総合支援資金も特例で

対象を拡大して貸し出す制度など、本来は3月で終了でしたが、6月末まで延長になりました。このようないろんな優遇策を利用し、この難局を乗り切っていただきたいと思います。

この請願の中身について申し上げますと、税の集め方、使い方を見直すべきとの文言が記載されておりますが、具体的にどうするのが書かれていません。この一番大切な部分が抜けているようでは、到底理解と納得ができません。また、減税する期間も記されておられません。このことから見ても、請願の内容に乏しく、実現性に欠けています。

以上のような観点から、請願第1号に対して反対討論といたします。

○**柏倉信一議長** それでは、請願第1号賛成討論について、渡邊賢一議員の発言を許します。渡邊議員。

〔渡邊賢一議員 登壇〕

○**渡邊賢一議員** 無党派議員連合、市民クラブの渡邊賢一でございます。

このたび、不運にもコロナ感染された市民の方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い回復を御祈念いたします。

それでは、請願第1号に賛成の立場で討論させていただきます。

私の賛成理由は3点、1つは生活困窮による精神疾患、自殺者増大の異常事態、2つ目は地域経済再生、家計蘇生の鍵であること、そして3つ目は消費税本来の用途について、の以上3点であります。

まず、1つ目はコロナ失業による非正規雇用労働者やシングルマザー、女性の自殺者が増大していることです。特に、若者が自ら命を絶たなければならないところまで深刻になっています。文部科学省の発表では、昨年の統計で小中高生は479人で過去最多、女子高校生が突出し138人、前年度対比で倍増とのこと。大学進学を断念、あるいは中途退学も増えています

が、心身の健康をむしばむ、命まで奪われる、まさに緊急事態宣言ならぬ特別警戒の異常事態であるからです。

私たちが最優先に考えなければならないのは、コロナ禍で感染拡大により犠牲になることを止め、命を守ることと同時に、コロナ関連死をストップさせなければならないことです。それは、ワクチン接種とか抗体検査、PCR検査とか、医療による救命措置のようなものがないからです。

緊急小口資金の増額や延長、生活保護等については、残念ながらピンポイントの救済策で、生活困窮者全体に行き渡らないと思います。本市の新年度予算において、さがえっこスマイル給付金はすばらしいわけですが、支給対象は新生児の出生時と高校等の入学時のみであり、残念ながら限定的であります。これは、自治体の予算では限界があるからです。苦しんでおられる全ての市民誰一人取り残されることのないよう、子育て真っただ中である保護者の家計を助け、さがえっこの笑顔を取り戻すことが喫緊の課題であります。大人が夢と希望を語れなければ、子供たちが夢と希望を持って未来を語れるはずがありません。幸せを実感できる社会、笑顔で暮らせる社会は自助・共助の社会ではありません。そのため、救済の公平・公正を期す公助として消費税減税は早急に実施すべきであります。

2つ目は、経済再生政策として最も効果的であるからです。世界の常識ともなっています。あわせて、ここにバッジをつけておられる多くの議員もいらっしゃいますが、飢餓や貧困をなくすための持続可能な循環型社会のSDGs、経済政策の視点であります。この目標を達成していくためでもあります。望ましい財政支出の規模は、コロナ対策でどれくらい家計や企業が傷んでいるのかという計測が難しいのですが、一番の大きなステップは消費税を下げることで

と、多くの経済学者が指摘しております。消費税を下げれば、苦しんでいる方々がより救われるということです。

消費税は、どちらかというと所得の低い方の負担が大きい逆進性の高い税制ですから、消費税を引き下げることによって、そういう方々の支出を抑制できるということになります。そして、裕福な方々の消費の刺激にもなります。さらに、将来に対するコストも引き下げるという見方が増えれば、将来の不安も減ってくるのであります。例えば、消費税1%引き下げるのであれば、2兆円から3兆円の財源が必要だとよく言われます。ところが、下げるとなると、教育無償化をやめる、年金を下げるなどの話になりますが、そうではありません。消費税も税の一部ですので、国家財政の大枠で考えれば、消費税を下げたからといって教育や福祉を下げるというのは問題があると思います。

また、先ほどの討論の反対理由として、消費税は目的税として結びついているから下げられないとのことですが、これは完全に間違っていると思います。それは、消費税は当然ながら、その半分は社会保障の充実に使うという目的で引き上げられましたが、他の半分は財政赤字の削減、借金を返すために引き上げているからです。今借金を返す必要があるかということ、コロナ禍の不要不急のために返す必要はないわけです。つまり、財政支出で経済を支えるという状況であれば、その半分を使うというのが筋ではないでしょうか。下げられる理由がここにあると思います。

最後に、3点目です。安倍政権、アベノミクスで失敗したこの経済政策を引き継ぐ菅政権の進めている悪政そのものであるからです。まず、お友達の付度や接待に私たちの血税が使われていることは公私混同であり、即やめていただきたい。これが市民の怒りであります。ちなみに、1月22日、立憲民主党、国民民主党、共産党、

社民党の4党は、コロナ禍で困窮する子育て世帯への支援のために、子どもの貧困給付金法案、正式名称は児童の属する低所得世帯に対する緊急の支援に関する法律案を衆議院に提出しました。しかし、いかがでしょうか、皆さん。これが動いたのはやっと先日であります。低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（仮称）として予備費から5,000億円超、住民税非課税世帯、児童1人当たり一律5万円というものですが、市民からはスズメの涙、焼け石に水と言われていました。食費ですぐに消費されてしまうとも言われています。

本請願にもあるとおり、見えない敵である未曾有の感染症、新型肺炎、コロナウイルス対策で疲弊する地域経済を何とか再生するため、待ったなしでその対応が迫られています。大幅減税によって、地域で働く勤労市民、特に一番弱い立場である若者、女性、高齢者、そのほとんどであるパートタイマー、アルバイト、派遣社員など非正規労働者の生活を守り、ひいては中小零細企業、個人事業主を支援することを求め、政府に実現を求める意見書提出であります。本市は、県内の自治体に先駆け、小中学校給食費完全無料化を実現させた誇るべき佐藤洋樹市政、及び再任されました軽部 賢教育長の教育行政であるからこそ、私たちも議会も全国に誇れる先駆的な議決を行うべきではないでしょうか。

消費税が本来の目的である社会保障に使われず、軍備増強や菅総理の長男のお友達や接待に使われることは、目的外の不正ではありませんか。また、困っていない一部の人を利することになるなんていう先ほどの理由ですが、多くの市民に対しさらに我慢を強いることはできないのであります。さらに、レジスターやシステム更新などのコストを理由になされるのであれば、食料品などの複数税率を導入し、キャッシュレス決済やポイント還元でコストを増大させたのはいかがなものかと思えます。特に、アベノマス

クの260億円は無駄の象徴ではないでしょうか。また、厳しい状況に置かれた世帯に一律30万円支給の自民党案を方針転換し、一律10万円給付に補正予算の閣議決定をやり直しさせた、結果として30万円が10万円になったという厳しさを助長させたことになった責任はどうお考えなのではないでしょうか。今こそ、平和の党と豪語される御党のポスターにもありますが、小さな声を聞く力こそ必要とされるべきであります。繰り返しになりますが、弱肉強食の新自由主義と決別し、弱い立場の声をしっかりと受け止め、会派を超えて議会全体として改善を求め、国に伝えていくことこそが私たちの責務ではないでしょうか。

どうか議員各位の御理解をいただきまして、願意妥当として御賛同賜りますよう心からお願いを申しあげ、私の賛成討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

○柏倉信一議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、請願第1号を除く議第17号寒河江市課制条例の一部改正について、議第18号寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第19号寒河江市職員の分限に関する事由、手続及び効果に関する条例の一部改正について、議第20号寒河江市条例で定める押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整理について、議第28号寒河江市道路占用料条例の一部改正について、議第29号市道路線の認定について及び議第30号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

7案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第17号、議第18号、議第19号、議第20号、議第28号、議第29号及び議第30号の7案件は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 日程第30、議第21号寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてから日程第37、請願第2号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求めることに関する請願までの8案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長 日程第38、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。古沢厚生文教常任委員長。

〔古沢清志厚生文教常任委員長 登壇〕

- 古沢清志厚生文教常任委員長 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号及び議第27号並びに請願第2号の8案件であります。また、議会運営委員会から付託された陳情第1号についても審査を行いました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第21号寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市中学校給食費徴収条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市立保育所設置条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の改正は、東日本大震災の避難者等に対する市民浴場の使用料を無料とする期間を1年間延長するものであるが、これまでも繰り返し延長が行われ、今年で10年目となっている。どこかで一つ区切りが必要だと思うが、その点についてどのように考えているか」との問いがあり、当局より「国においては第2期復

興・創生期間ということで、避難者等への支援を5年間延長する予定です。本市におきましては、このことについて避難者支援部会においても協議しているところであり、1年ごとに変化する状況を踏まえながら支援を継続していきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求めることに関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、御報告すべき質疑、意見等もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号が採択すべきものと決しましたので、担当書記による意見書案朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、自由討議に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「一部重複している部分や、省略した形で記載された名詞がある。重複部分については削除し、略語については省略せずに記載すべきではないか」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって意見書案を一部修正の上、議会案を提出する

ことに決しました。

次に、陳情第1号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出に関する陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りましたが、御報告すべき質疑、意見等もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第1号が採択すべきものと決しましたので、担当書記による意見書案朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、自由討議に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「おおむね願意妥当であるが、意見書案の中で、医療・介護職等の大幅な増員を求めている点について、現在の医療・介護の提供体制からの劇的な変化を求める内容になっている。国民全体の福祉や医師・看護師不足等の現状を考慮すると、この大幅にという文言は削除すべきではないか」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって意見書案を一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第39、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第21号寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正について、議第22号寒河江市中学校給食費徴収条例の廃止について、議第23号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について、議第24号寒河江市立保育所設置条例の一部改正について、議第25号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について、議第26号寒河江市介護保険条例の一部改正について、議第27号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、及び請願第2号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求めることに関する請願の8案件を一括して採決いたします。

ただいまの8案件に対する委員長報告はいずれも可決及び採択であります。

8案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号及び請願第2号の8案件は原案のとおり可決及び採択されました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 次に、日程第40、議第33号損害賠償の額を定めることについて及び日程第41、議第34号土地の取得についての2案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

- 柏倉信一議長** 日程第42、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長** ただいまは、人事案件並びに令和3年度の各会計の予算及び条例等を御可決いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、本日追加提案を申しあげました2案件について御説明を申しあげます。

初めに、議第33号損害賠償の額を定めることについてを御説明申しあげます。

平成25年6月14日午後3時45分頃、寒河江市立白岩小学校地内のプールにおいて、同校児童が飛び込み練習を行った際、頭部がプール底部に衝突し、頸椎を負傷した事故について、損害の賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をいただこうとするものでございます。

なお、賠償金につきましては、全額市加入の全国市長会学校災害賠償補償保険から補填されるものでございます。

次に、議第34号土地の取得についてを御説明申しあげます。

寒河江市新市民浴場整備用地の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をいただこうとするものでございます。

以上、御提案申しあげましたが、詳細につきましては関係課長から御説明を申しあげますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

私からは以上でございます。

- 柏倉信一議長** 佐藤学校教育課長。

〔佐藤 肇学校教育課長 登壇〕

- 佐藤 肇学校教育課長** 議第33号損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。

市長説明にありましたとおり、平成25年6月14日午後3時45分頃、白岩小学校内のプールにおいて頭部を強打した事故の対応に当たっては、事故後すぐに養護教諭が対応し、受傷部等を確認したところですが、被害者が頭部以外の痛みを訴えなかったこともあり、事故当日は帰宅さ

せたところでしたが、翌朝、被害者が首の痛みを訴えたため、整形外科医院を受診し、頸椎捻挫の診断がなされたものでございます。

その後、受傷が成長期であったことや、後遺症の心配もあったこと、また医師の診断では、激しい運動や頸部にけがを負う場合は通常より重傷になる可能性があるということから、令和元年8月まで年1回のペースで総合病院の診察を受けながら経過を見ていたものでございます。

しかし、令和元年8月の受診時に、主治医から症状固定の診断がなされ、またこれまでの受診歴や障がいの程度などを勘案し、示談等について保護者等と話し合いを行った結果、このたび示談の合意を得たため、その損害賠償の額を定めることについて御提案をするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○柏倉信一議長 高林市民生活課長。

〔高林清美市民生活課長 登壇〕

○高林清美市民生活課長 議第34号土地の取得について御説明申し上げます。議案書4ページ、5ページを御覧ください。

寒河江市新市民浴場は、令和5年4月に開場を予定しており、早急に造成工事に着手するため、令和2年度内に整備用地を取得することから、このたび追加提案の上、議会の議決をいただくこととさせていただきます。

寒河江市新市民浴場整備事業につきましては、寒河江市土地開発公社に業務委託し、整備用地取得及び調査、測量等を進めてまいりましたが、当該業務が完了したことに伴い、寒河江市土地開発公社より整備用地を取得するものであります。

取得用地は島南地区の7,261.42平方メートルで、取得予定価格は9,433万2,677円であります。購入に係る予算については、今議会におきまして令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第16号）の新市民浴場整備事業に計上し、御可決を

いただいたところであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

委員会付託

○柏倉信一議長 日程第43、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第33号及び議第34号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第44、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第33号について質疑はありませんか。沖津議員。

○沖津一博議員 先ほどの説明ですと、プールに飛び込んだ際に頭をぶつけたということでありますけれども、前からプールは浅いので飛び込みはしないようにということで指導をなさっているのではないかなというふうに思っております。今後とも、例えば水泳の競技なんかする場合に、飛び込みをすればこういったけががまた出るのではないかなというふうに思いますけれども、その辺に関してどのように考えているかお聞かせをいただきたいと思っております。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 今の議員の御指摘でございますけれども、現在は学習指導要領上は、授業における水泳時には水中からスタートするというふうになって、飛び込みはしないことになって

おりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○柏倉信一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第34号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議第33号損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議第34号土地の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第45、議会案第2号寒河江市議会基本条例の一部改正についてから日程第49、議会案第6号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についてまでの5案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○柏倉信一議長 日程第50、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第2号から議会案第6号までの5案件については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○柏倉信一議長 日程第51、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議会案第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議会案第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議会案第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議会案第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議会案第6号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議会案第2号寒河江市議会基本条例の一部改正について、議会案第3号寒河江市議会会議規則の一部改正について、議会案第4

号寒河江市議会委員会条例の一部改正について、議案第5号安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書の提出について、及び議案第6号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についての5案件を一括して採決いたします。

5案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号及び議案第6号の5案件は原案のとおり可決されました。

常任委員会及び議会運営委員会の 閉会中における委員会調査申出 並びに委員派遣承認要求について

○**柏倉信一議長** 日程第52、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お示ししております文書のとおり各委員長より申出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり決しました。

閉 会 午前11時39分

○**柏倉信一議長** これにて令和3年第1回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。